

償還免除のご案内

1 対象となる資金の種類

○免除の対象となる資金は、次の4種です。

資金種類	手続きをする年
緊急小口資金	令和4年度※
総合支援資金(初回) 1か月目～3か月目	
総合支援資金(延長) 4か月目～6か月目	令和5年度
総合支援資金(再貸付)	令和6年度



令和4年度に免除を申請できるのは、この2つの資金です。

※令和4年4月以降の貸付は令和5年度の申請となります。

緊急小口資金と総合支援資金(初回)の資金を借りていて、免除手続きをする場合は、各貸付の免除申請書を送付していただく必要があります。延長及び再貸付の償還免除手続きについては令和5年度以降ご案内します。

2 償還免除要件

○あなたの状況について、次の要件①から③にあてはまるものがあるかどうか確認してください。

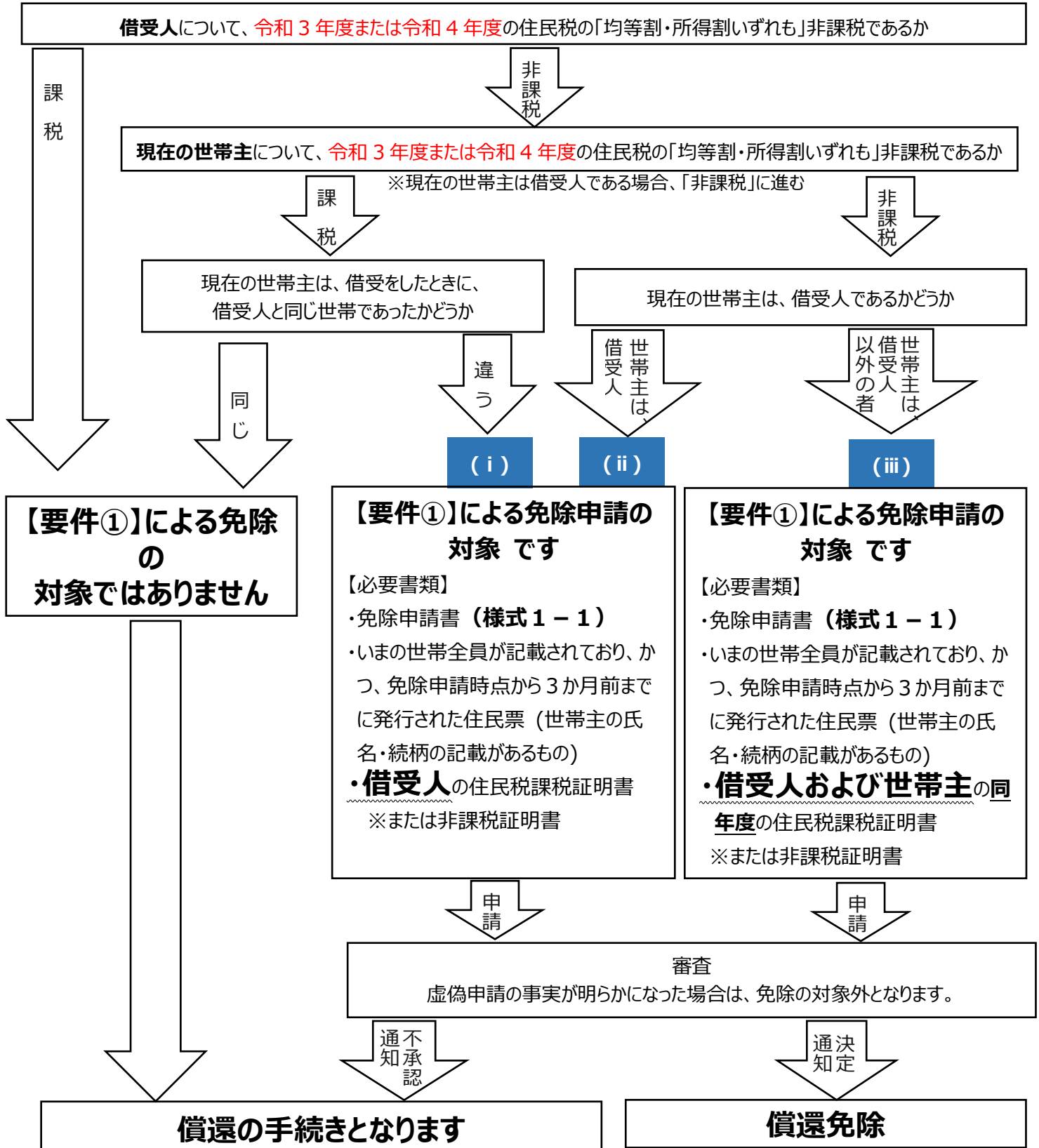
要件	留意点	
【要件①】 借受人(および世帯主)の令和3年度または令和4年度の住民税が「均等割・所得割いずれも」非課税と証明されている方 ※詳しくは3ページのフローチャートでご確認ください。	・次ページのフローチャートで(iii)に当てはまる場合、借受人と世帯主が共に同じ年度に非課税であることが要件となります。 令和3年度 借受人/非課税、世帯主/課税⇒免除対象外 令和4年度 借受人/課税、世帯主/非課税⇒免除対象外 ・所得割のみ非課税となっている方は、免除対象ではありません。 免除申請書(様式1-1) 申請期限 令和4年9月30日消印有効 4ページをご参照ください。	
【要件②】 生活保護を受給されている方	償還免除の申請時点に生活保護を受給されている方が対象です。	愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター TEL052-684-9766 にご連絡ください。
【要件③】 精神障害者保健福祉手帳(1級) または身体障害者手帳(1級または2級) の交付を受けている方	償還免除の申請時点に障害者手帳の交付を受けている方(借入の申請前からも含む)が対象です。	申請書(様式1-2)を送付します。 5ページをご参照ください。
【その他の要件】 資金を借りた人が死亡・失踪宣告がされている場合	愛知県社会福祉協議会特例貸付償還事務センター TEL052-684-9766 にご連絡ください。必要書類・手続きをご案内します。償還免除申請書は不要ですが、要件に該当することを証明する書類を送付していただく必要があります。	

○令和3年度または令和4年度の住民税の「均等割・所得割いずれも」非課税であるかどうかについては、令和2年1月～12月に居住していた市区町村役場の窓口、または、令和3年1月～12月に居住していた市区町村役場の窓口等において以下の書類を取得し、確認してください。

令和3年度: 令和3年6月ごろに発行可能となる非課税証明書(令和2年1月～12月分の所得が記載)
 令和4年度: 令和4年6月ごろに発行可能となる非課税証明書(令和3年1月～12月分の所得が記載)

○確定申告や年末調整をしていない場合、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住いの市区町村の税務課等にお問い合わせください(市区町村により、申告書の様式等が異なります)。

○【要件①】にあてはまるかどうか、以下のフローチャートにより確認してください。



3 要件①にあてはまる場合の必要書類

(i)(ii)(iii) 共通の必要書類

1. 免除申請書(様式1-1)
2. 住民票

※いまの世帯全員が記載されており(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)、かつ、免除申請時点から3か月前までに発行された住民票

(i)または(ii) にあてはまる方の必要書類

3. 借受人の住民税課税証明書または非課税証明書

(iii) にあてはまる方の必要書類

3. 借受人および世帯主の同年度の住民税課税証明書または非課税証明書

4 要件①にあてはまる場合の留意点

○免除申請する貸付が複数ある場合、申請するすべての貸付分の免除申請書(様式1-1)を記入して送付してください。

例) 緊急小口と総合支援資金(初回)の2つの貸付を免除申請する場合

- ・緊急小口の免除申請書(様式1-1) ・総合支援資金(初回)の免除申請書(様式1-1)
- ・住民票の原本1枚
- ・住民税課税証明書または非課税証明書の原本1枚

○申請書の太枠内の✓の箇所ご注意ください。

○申請書の太枠内には、☑と書類を提出した日と氏名、電話番号を記入してください。

○すでに返済された金額は、償還免除の対象外となります。

5 要件①にあてはまる場合の書類の送付期限

○令和4年9月30日消印有効

免除申請をする貸付の免除申請書と必要書類を用意して、同封の水色の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。 ※送付期限を超えて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部償還開始になる場合があります。

6 要件②にあてはまる場合の必要書類

1. 免除申請書(様式1-2)
2. 生活保護受給決定書のコピーまたは生活保護受給期間を証する書類のコピー

7 要件③にあてはまる場合の必要書類

1. 免除申請書(様式1-2)
2. 精神保健福祉手帳(1級)のコピーまたは身体障害者手帳(1級または2級)の氏名・生年月日・障害等級・手帳の交付日が記載されたページのコピー

8 要件②または要件③にあてはまる場合の留意点

○免除申請する貸付が複数ある場合、申請するすべての貸付分の免除申請書(様式1-2)を記入して送付してください。

例) 要件②にあてはまる方が緊急小口と総合支援資金(初回)の2つの貸付を免除申請する場合
・緊急小口の免除申請書(様式1-2) ・総合支援資金(初回)の免除申請書(様式1-2)
・生活保護受給決定書のコピー1枚、または生活保護受給期間を証する書類のコピー1枚

○申請書の太枠内の✓の箇所に注意してください。

(様式1-2) 緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書	
※太枠内をすべて記入ください。	
借受人 氏名	要件②にあてはまる場合
免除申請額	緊急小口資金等の特例貸付について、下記の申請理由において対象となるすべての金額
免除申請理由①	生活保護を受給している 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)を受給している
その他にも当てはまる場合、最も早い段階で該当した項目のみを記す	左記いずれかに該当の場合、全額が免除対象
要件③にあてはまる場合	

○申請書の太枠内には、☑と書類を提出した日と氏名、電話番号を記入してください。

<input type="checkbox"/> ① 本特例制度の償還免除が決定した場合、自立相談支援機関に対して同機関の業務遂行に活用することを目的として私の個人情報を提供することに同意します。
<input type="checkbox"/> ② 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
<input type="checkbox"/> ③ 私は、貴社会福祉協議会に必要に応じて、貴社会福祉協議会が必要に応じて官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めると同意します。(暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号にあり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。)
<input type="checkbox"/> ④ 審査の結果、償還免除不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。
<input type="checkbox"/> ⑤ 償還免除を目的に世帯主の変更を行っていません。また、償還免除の決定後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合、償還免除の要件に該当しないものと見做され、償還免除の対象外となることに同意します。
令和 年 月 日 ※この書類を記入した日付を記入
借受人氏名(自署)
電話番号

①～⑥のすべてを確認して✓を入れてください

必ず記入してください

○すでに返済された金額は、償還免除の対象外となります。

9 要件②または要件③にあてはまる場合の書類の送付について

○償還事務センターに連絡後、免除申請書(様式1-2)が手元に届いたら、免除申請をする貸付の免除申請書(様式1-2)に記入の後、必要書類とあわせて、同封の水色の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。